

1 アリーナ

(1) 専用使用料

区分		1時間当たりの使用料		
		市内	市外	
メインアリーナ	スポーツに使用する場合	全面	2,200円	3,300円
		2/3面	1,460円	2,200円
		1/2面	1,100円	1,650円
		1/3面	730円	1,100円
	スポーツ以外に使用する 場合	全面	11,000円	16,500円
		2/3面	7,330円	11,000円
		1/2面	5,500円	8,250円
		1/3面	3,660円	5,500円
サブアリーナ	スポーツに使用する場合	880円	1,320円	
	スポーツ以外に使用する場合	4,400円	6,600円	
トレーニング室		1,100円	1,650円	
多目的室121		1,100円	1,650円	
ツドイニワ		1,760円	2,640円	
大会本部室		440円	660円	
規則で定める用具		規則で定める額		

備考

- 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学等のため市の区域に滞在する者、市体育協会に加盟する団体又は市内に存する団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外のものが利用する場合に適用する。
- 入場料（入場料その他いかなる名義をもってするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する事業を行う場合又は商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。
- 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、メインアリーナにあってはそれぞれ同表の区分に応じた使用料の額又は前項の額に11,000円を加えた額、サブアリーナにあってはそれぞれ同表の区分に応じた使用料の額又は前項の

額に3,300円を加えた額、トレーニング室、多目的室121及び大会本部室にあってはそれぞれ同表の区分に応じた使用料の額又は前項の額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 使用料に係る利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算するものとする。

(2) 個人使用料

区分			使用料	
			市内	市外
トレーニング室	1日利用券	高校生以下の者、障がい者又は高齢者	220円	330円
		一般	440円	660円
	11回分回数券	高校生以下の者、障がい者又は高齢者	2,200円	3,300円
		一般	4,400円	6,600円

備考 「高校生以下の者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学するものをいい、「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいい、「高齢者」とは、満65歳以上の者をいい、「一般」とは、高校生以下の者、障がい者及び高齢者以外の者をいう。

2 市民センター

区分	1時間当たりの使用料	
	市内	市外
カルチャーギャラリー	440円	660円
多目的室（大）	1,760円	2,640円
多目的室（中）	1,100円	1,650円
多目的室221	440円	660円
多目的室222	440円	660円

多目的室 2 2 3	4 4 0 円	6 6 0 円
多目的室 2 2 4	4 4 0 円	6 6 0 円
多目的室 2 2 5	4 4 0 円	6 6 0 円
多目的室 2 2 6	4 4 0 円	6 6 0 円
多目的室 2 2 7	6 6 0 円	9 9 0 円
多目的室 2 2 8	4 4 0 円	6 6 0 円
多目的室 2 2 9	4 4 0 円	6 6 0 円
楽屋	4 4 0 円	6 6 0 円
和室	4 4 0 円	6 6 0 円
調理室	6 6 0 円	9 9 0 円
執務室	吉野川市行政財産使用料条例（平成 1 6 年吉野川市条例第 6 8 号）の例により算定した額	
規則で定める用具	規則で定める額	

備考

- 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学等のため市の区域に滞在する者又は市内に存する団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外のものが利用する場合に適用する。
- 入場料を徴収する事業を行う場合又は商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額に 1 0 0 分の 5 0 0 を乗じて得た額とする。
- 冷暖房を使用する場合（執務室において冷暖房を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の区分に応じた使用料の額又は前項の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。
- 使用料に係る利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、これを 1 時間として計算するものとする。